

政府は3月15日に資金決済等に関する法律等の一部改正案を閣議決定した（図表）。決済手段という当初の位置付けを離れて投機の対象となっている仮想通貨について規制強化にカジを切り、利用者保護を徹底するため、第一に、相次ぐ流出事件を踏まえ、交換業者に対し、インターネット上で保管する顧客の仮想通貨に相当する弁済原資の確保を義務づけるほか、不正アクセスを防ぐためネットから隔離した「コールドウォレット」と呼ばれる安全性が比較的高い方法での管理を義務付ける。

第二に、金融庁が世界に先駆けて交換業者に登録制を導入した2017年4月の規制に加え、今回の改正では、新たに仮想通貨の取引そのものに規制の網を広げ、仮想通貨が新たに金融商品取引法上の規制対象に位置づけられる。少ない元手で多額の売買ができる証拠金取引による過度な投機を抑制し、個人が思わぬ損失を被ることがないように、外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、証拠金倍率（レバレッジ）の上限も規制する。証拠金倍率の上限は内閣府令などで別途定められるが、日経新聞3月17日の報道によれば手元資金の2～4倍程度になる見通しだという。

第三に、仮想通貨技術を使って企業などが「トークン」と呼ばれるデジタル権利証を発行して、投資家から事業計画がずさんで詐欺まがいの資金を募る資金調達（ICO）を規制するため、配当を出すなど投資とみなせるICOの取扱業者に登録制を導入したうえで、風説の流布など不当な価格操作を禁止する。

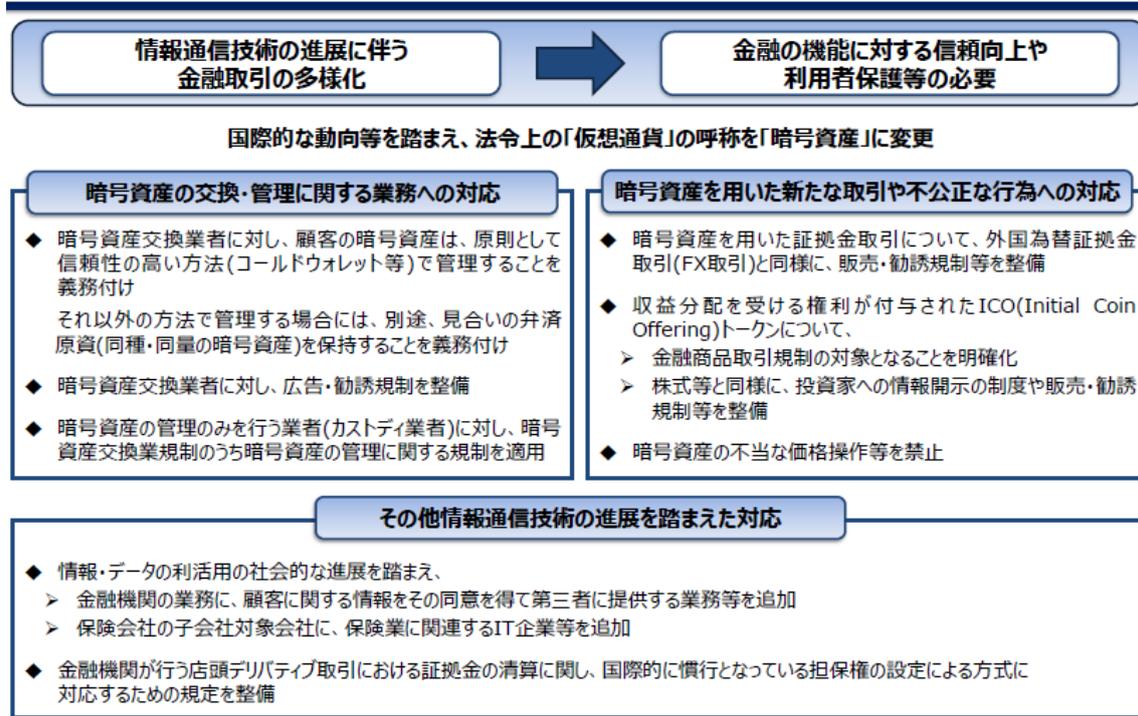
第四に、仮想通貨という呼び名を「暗号資産」に変える。20カ国・地域（G20）会議などで使われている国際標準の表現に合わせ、仮想通貨が円やドルなどの法定通貨と同様の決済手段とは異なる位置づけであることを明確にし、通貨との混同を防ぐ。

なお、仮想通貨はこれまでブロックチェーンという有望な技術が先導的に実用化された事例であり、今回の規制強化の法改正が、情報通信技術の進展を図るうえで、今後、不動産分野の登記やスマートコントラクトを始め、多方面での活用が期待されている中核的な役割を担うブロックチェーン技術の開発の芽を摘むことのないような適切な配慮が行政には求められる。

また、情報通信技術の進展を踏まえた情報・データの利活用を促進することが重要な政策課題となっている中、今回の資金決済等に関する法律等の一部改正法では、金融機関の業務に、顧客等に関する情報をその同意を得て第三者に提供するいわゆる情報銀行業務が追加されているが、情報通信技術の進展が著しい中、金融機関が時代の流れに遅れることの無いよう、積極的に新規業務に乗り出せる環境整備を進めている金融庁の姿勢は評価できると考える。

(図表)

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案の概要



(注) 金融庁公表資料による。

(参考)

今回の資金決済に関する法律等の一部改正案は、広く投機の対象とされることが判明した仮想通貨について、支払・決済手段に使用する可能性を否定した形であるが、IT 巨大企業は金融業務に不可欠な「信用」を既に持つこと、巨大ネットワークを構築し、情報・データの蓄積でも銀行よりも有利な地位を築きつつあること、この蓄積を他の広範なビジネスに活用できることから、IT 巨大企業である米国の GAF A や中国の Alibaba、Tencent などが既にキャッシュレス決済の分野に参入し、その後、そこから得られるデータやプラットフォームを活用し、投信・融資・保険分野に参入する動きが生まれている。この動きは、(巨大 IT 企業は金融業務で収益をあげる必要がないので)、金融機関の収益構造を悪化させ、金融構造を大きく変える可能性があり、中央銀行を含む金融機関は、静観しているうち自らが排除されてしまう恐れも手伝って、大きな関心を寄せている。

こうした中で、ブロックチェーン技術の実用化、犯罪・マネロン・脱税対策に加え、金融政策の有効性を高める観点から、中央銀行自身が銀行券又は中央銀行当座預金のデジタル通貨化により、自らのインフラの効率性・利便性の向上・取引コストの削減を目指す動きがあり、日本銀行の資料によれば、既に、スウェーデン、ウルグアイ、中国で中銀デジタル通貨の発行が検討されている。しかし、この問題は、個人情報情報の中央銀行への集中、民間金融機関の淘汰、中央銀行仮想通貨への付利の在り方等、将来の社会経済の改変に及ぶ問題が多数あり、多面的かつ慎重な検討が望まれている。

(荒井 俊行)